

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	ニセコ町 013951
地域名 (地域内農業集落名)	ニセコ地区 (元町、有島、近藤、里見、富川、宮田、小花井、黒川、福井、相馬、西富、瑞穂、桂、ニセコ、曾我)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	2311.87 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	2311.87 ha
② 田の面積	583.69 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1728.18 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

高齢化等による離農により、農家戸数・農家人口の減少が進んでいる。後継者未定の農業者も一定数いることから、新たな農業者の受け手の確保が必要。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

系統販売を主とした大規模経営型農業と、地域性を生かした消費者、事業者への直接販売を主とした小規模多品種栽培型農業の双方に対応できるような農地づくりを進め、水稻、畑作、野菜、飼料作物等をバランスよく生産し、輪作、土づくりを実践した多様性のある農業形態を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	81.6	%	将来の目標とする集積率	81.6	%
--------	------	---	-------------	------	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

区域内の農用地の相当部分について、既に効率的かつ安定的な農業経営を営む者に利用の集積がなされていることから、現状の農用地の在り方を基本として維持する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
離農による農地は、規模拡大意向のある近隣の中心経営体が担うことで、集約化を進める。また、認定新規就農者の受け入れを進めることで対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
将来における経営農地の集約化を目指し、地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、ニセコ地区全体で国営緊急農地基盤整備事業により、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
多様な経営体確保に向け、農業委員会による農地斡旋、各種、国、同の補助制度の活用、町支援制度の活用等、関係機関が連携し支援体制を確立する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
飼料作物等へのコントラクターによる作業受託や、ドローン等を活用した施肥、防除等作業の拡大に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①増加する有害鳥獣による被害に対抗するため、生産者自らが狩猟免許の取得を進める等、捕獲体制の強化に取り組む
②水稻、果樹において環境に配慮した営農方法を推進する。
③作業の効率化の向上を進めるため、土地利用型農業生産を中心にスマート農業機械の導入を進める。
④大区画を進め汎用性の高い基盤整備を進め、水稻から畑作、野菜等への変更を選択できる環境を整える。
また、輸出についても米や加工品(日本酒・ワイン)の取り組みを推進する。
⑤有機農業を積極的に実践し特徴ある果樹生産に取り組む。
⑦地域の目指すべき将来像を見据え、地域全体についての議論を進める。
⑧担い手の営農内容や利用状況を考慮し、集出荷・調整施設など農業施設の設置・集約化を進める。
⑨堆肥センターを中心とした地域循環農業を継続して進めるため、農協、耕種農家、畜産農家と協力し進めると共に、TMRセンターと耕種農家と連携し飼料作物の安定生産に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)【別紙のとおり】

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。